給 付

公益財団法人小野奨学会
奨学金希望者を募集します

〇給付月額：40,000 円

〇期　間：2021 年４月より最短修業年限終期まで

〇出願資格：
学業、人物共に優れ、健康で向学心を有する以下の条件を全て満たす者
（1）大阪府下の大学に在籍する学部 1・2・3 年生（1 年生優先）で、日本国籍あるいは永住者の在留資格をもつ者。
（2）年齢 30 才未満（4 月 1 日現在）の者
（3）成績基準・家計基準を満たしており、小野奨学会の趣旨を深く理解し、学長推薦を受けられる者
（4）高校卒業後 1 度も大学・専門学校等に入学したことがない者（最短修業年限を超えない範囲での編入学を除く）

〇成績基準：【1 年生】高校 2・3 年の成績が 3.80 以上
【2・3 年生】現在までの通算 GPA が 2.50 以上かつ最短修業年限での卒業が可能な者

〇他の奨学金との併用：併用制限あり
※国及び地方公共団体等が実施する助成制度により授業料免除及び奨学金給付を受ける者で、その助成額が学費（授業料+施設費+実験・実習費の合計）を超える者は出願不可

〇募集人数：5 名（応募者多数の場合、学内選考あり）

学内提出期限：5 月 14 日（金）必着

※申請書類は、次のページ「小野奨学会の応募について」を確認してください。

小野奨学会の応募について

申請書類

①**奨学生願書（下書き段階のため写真貼付不要）※A4 サイズ　2 枚あり**
②**志望理由書**
③**所得に関する証明書**　※コピー可
・父母（又はそれに代わって家計を支えている者）は、それぞれ所得に関する証明書を提出してください。
【例】家族構成が父・母・本人の場合は、父母双方の所得に関する証明書を提出
＜給与所得者の場合＞令和 2 年分源泉徴収票
＜給与所得者以外の場合＞令和 2 年分確定申告書（控）
④**成績証明書【原本】**※1 年生のみ、高等学校で発行
※2・3 年生は現時点では提出不要（推薦者に選ばれた場合は提出いただきます）

学内提出期限

◆申請書類①～④を下記期限までに提出してください。
※所得証明書は、現段階では提出不要です。

申請書類①～④の提出期限は、5 月 14 日（金）必着

※学内選考で推薦者に選ばれた場合は、住民票や所得証明書等の出願書類を提出いただきます。
（出願書類の詳細は、「奨学生のしおり P.5～P.10」参照）

注意事項

◆書類の記入は、黒のボールペンを使用してください。**※フリクション使用不可！**
◆印鑑は、シャチハタ不可です。書き損じた場合は、2 重線を引き押印にて修正してください。
◆応募者多数の場合は、学内選考があります。

① 奨学生願書

学部生

奨学生願書

※出願者氏名欄の訂正印使用不可

公益財団法人　小野奨学会

フリガナ		性別	生年月日	平成　年　月　日	年齢	歳	下書き段階のため 写真 最近6ヶ月以内に撮影した正面・半身脱帽の写真貼付 貼付不要
※出願者氏名		男・女					
在学大学名	大学	専攻課程	学部 学科		学年	年	
入学年月	卒業見込年月	修業年限					
平成・令和　年　月 入学	令和　年　月 卒業見込	年					
現住所	(〒　－　)				電話	(　)　－	
					携帯電話	(　)　－	
家族住所	(〒　－　)　※出願者本人と同一住所の場合は記入不要				電話	(　) －	

生計を同一にする家族

	続柄	氏名	年齢	上記家族住所に同居・別居	現在の職業	R2年中の所得		備考
本人・父母等（家計を支える者）	本人			同・別	学生	千円	合計	
	父			同・別		千円		
	母			同・別		千円		
				同・別		千円	千円	
	※父母どちらかが不在の場合　事由：死別・離婚・その他(　)　発生年月：昭和・平成・令和　年　月							
	※※所得が0円の場合、就学の見込みについて該当するものを下記より選択して下さい。(複数選択可) 奨学金・教育ローン・預貯金の取り崩し・遺族年金・雇用保険・その他(　)							
就学者以外				同・別				
				同・別				
				同・別				
就学者				同・別	小・中・高・大学・院・その他(　)　年			
				同・別	小・中・高・大学・院・その他(　)　年			
				同・別	小・中・高・大学・院・その他(　)　年			
				同・別	小・中・高・大学・院・その他(　)　年			

奨学金の受給状況について

1. 兄弟姉妹が当会の奨学金を受けたことが　ある（期間：平成・令和　年　月 ～ 平成・令和　年　月）・ない
2. 大学で日本学生支援機構の奨学金を　受給している　・　受給していない　・　申請中

   貸与型　／　受給(予定)年額:　千円　※千円未満切捨

   給付型　／　支援(予定)区分　第Ⅰ区分(全額免除)　・　第Ⅱ区分(2/3免除)　・　第Ⅲ区分(1/3免除)

   (授業料減免年額　千円・奨学金給付年額　千円)　※千円未満切捨
3. 大学で日本学生支援機構以外の奨学金を　受給している　・　受給していない　・　申請中

   貸与型（受給予定先:　)／年額:　千円(受給予定期間:令和　年　月 ～ 令和　年　月)

   給付型（受給予定先:　)／年額:　千円(受給予定期間:令和　年　月 ～ 令和　年　月)

   ※千円未満切捨

① 奨学生願書

弊会使用欄	1	2				3		
	H	S1	S2	K	H	S	K	J

履歴						
学歴	国公・私立の別	学校名	所在地名	入学年月	卒業年月
	国公立・私立	中学校	都・道・府・県	平成　年　月	平成　年　月卒業
	国公立・私立				
	国公立・私立				
	国公立・私立				
	国公立・私立				
	国公立・私立				

履歴				
職歴	事業所名	職務内容	期間	
			年　月～	年　月
賞罰				
趣味・特技		クラブ活動		

以上のとおり記載事項に相違ありません。貴会の奨学生としてご採用の上は貴会奨学金給与規程に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより、奨学金についても誠実に使用することを下記の者と連署して誓約します。

公益財団法人　小野奨学会　理事長殿　　令和　3　年　月　日

出願者	現住所	(〒　－　)		
	フリガナ			
	氏名	㊞		
保護者（親権者） ※必ず保護者が自署して下さい	現住所	(〒　－　)		
	フリガナ		出願者との関係	
	氏名	㊞		

※誓約欄（日付含む）の訂正印使用不可・出願者と保護者の同一印及びシャチハタ印使用不可

（以下大学使用欄）

上記出願者は、貴会奨学生の資格に該当する者と認め推薦します。

下書き段階のため、下宿中の方などは保護者欄の自署不要です。学生本人が代筆してください。

公益財団法人　小野奨学会　理事長殿　　令和　年　月　日

大学名

学長名

公印

②志望理由書

志望理由書

令和　　年　　月　　日

フリガナ 氏名	大学 学部　　学科　　年

●家庭の経済状況（願書に記載された保護者各々の状況についても記入すること。（箇条書き不可・300字程度））

●大学で学びたい分野及び志（箇条書き不可・500字程度）

●大学で学んだことを卒業後どのように社会に還元するのか（箇条書き不可・300字程度）

3つの項目それぞれ、最後の行まで具体的に記入してください。※文頭1マス空け不要
※改行せずに記入

令和３年度

奨学生志望のしおり

小野奨学会

〒541-0046

大阪市中央区平野町２丁目６番 11 号

ホーコス伏見屋ビル 301 号室

ＨＰ：http://www.ono-syougakukai.com/

目　次

Ⅰ．公益財団法人小野奨学会設立趣意書 ･････････ 1

Ⅱ．公益財団法人小野奨学会奨学金について ･･････ 2～4

１．目的 ･････････････････････････････････ 2

２．出願資格 ･････････････････････････････ 2

３．推薦基準 ･････････････････････････････ 3

４．給付月額と給付期間 ･･････････････････････ 3

５．募集から採用までの流れ ･･････････････････ 4

６．奨学生の遵守事項 ･････････････････････････ 4

７．奨学金給付の休止・打ち切り等 ･････････････ 4

Ⅲ．出願書類について ･････････････････････････ 5

Ⅳ．願書の記入方法について ･･････････････････ 6～8

１．願書記入例 ･･････････････････････････ 6,7

２．記入上の注意事項 ･････････････････････････ 8

Ⅴ．所得に関する証明書について ･･････････････ 9～10

１．必要書類一覧 ･････････････････････････ 9

２．各書類についての注意事項 ･････････････････ 9

３．所得証明書を確認するポイント ･･････････････ 10

Ⅵ．公益財団法人小野奨学会奨学金給与規程 ･･････ 11

Ⅰ．公益財団法人小野奨学会設立趣意書

財団法人　小野奨学会

設立趣意書

小野家は、享保２年（1717 年）初代小野市兵衛が、大阪道修町の現在地に伏見屋市兵衛の屋号のもとに薬種仲介人として創業、爾来、代々小野市兵衛を襲名し、薬種問屋小野市兵衛商店として約２５０年間薬業ひとすじにたずさわってまいりました。

この由緒ある小野家の当九代小野雄造並らびに舎弟小野順造は、小野市兵衛商店を医薬品製造メーカー小野薬品工業株式会社として改称、改組し（現在資本金 17 億 4 千万円）、その社長及び副社長として薬業界に確固たる基盤を築きました。そして同社のモットー“人類の苦痛と病気に挑戦する”を実践し、特に世界的新薬「プロスタグランディン」の合成を成功させ、社会的医療発展に貢献してまいりました。

これひとえに全社をあげての知と技の努力の結集によるところでありますが、その基礎を成すのは、大学教育の普及と俊才の養成に他ならないものと存じます。

一方、あたら俊才でありながら教育の恩典に浴せず、かかる人材が社会の発展に寄与せずに終ることも多いと思われます。

こうした背景をもとに、小野家の財を寄付し、奨学金制度を設け、育英のための公益事業を後世に遺し、もっていささかなりとも社会に貢献したいと望む次第でございます。

―以上、昭和 50 年 9 月 17 日付設立趣意書より―

（昭和 50 年 9 月 27 日設立）

平成 22 年 2 月 1 日　財団法人小野奨学会は公益財団法人小野奨学会となりました。

Ⅱ．公益財団法人小野奨学会奨学金について

１．目的

小野奨学会は学業人物共に優秀で、かつ健康でありながら、経済的理由により修学が困難な学生に対し奨学援護を行ない、社会有用の人材を育成し、もって社会・文化の発展に寄与することを目的としています。

２．出願資格

学業、人物共に優れ、健康で向学心を有する以下の条件を全て満たす者。

※国及び地方公共団体等が実施する助成制度により授業料免除及び奨学金給付を受ける者で、その助成額が通常の大学費用（ホームページ等外部に公になっている資料に記載されている授業料+施設拡充費+教育充実費+実習費の合計）を超える者は出願不可。また、大学院生については日本学術振興会との併給は不可。

（１）学部生

①大阪府下の大学に在籍する１・２・３年生（６年制学部については４・５年生含む）で、日本国籍或いは永住者の在留資格をもつ者

②年齢３０才未満（４月１日現在）の者

③成績基準・家計基準が本会の定める基準を満たしている者

④本会の趣旨を深く理解し、学長推薦を受けられる者

⑤高校卒業後１度も大学・専門学校等に入学したことがない者（最短修業年限を超えない範囲での編入学を除く）

（２）大学院生

①大阪府下の大学院（前期課程・後期課程問わず。専門職課程も含む）の１年次（法科大学院生については、新入生であれば未修・既修を問わない）に在籍する定職を持たない日本国籍或いは永住者の在留資格をもつ者（１年制課程は除く）

②年齢３５才未満（４月１日現在）の者

③成績基準・家計基準が本会の定める基準を満たしている者

④本会の趣旨を深く理解し、学長推薦を受けられる者

⑤同一課程への再入学でない者

３．推薦基準

（１）成績基準

①学部生

区分	内容
新入生	高校 2・3 年の成績が 3.80 以上※
在学生	現在までの通算 GPA が 2.50 以上かつ最短修業年限での卒業が可能な者

※修業年限が 4 年の場合は 2～4 年の成績が 3.80 以上とします。
※評定平均が出ない場合は、別途大学からの特別推薦書が必要となります。

②大学院生

区分	内容
新入生	学部 4 年間または大学院前期課程 2 年間での通算 GPA が 2.50 以上

＊ 編入等による単位認定がある場合は、前の高校もしくは大学の成績も含めて計算して下さい。

＊ 卒業所要単位に含まれないものは合算しないで下さい。

（２）所得基準

父母（それに代わって家計を支えている者）と出願者本人（父母に扶養されている場合は除く）の令和 2 年中の合計所得金額の総合計が次表の所得基準額以下の者。

家族数（人）	1	2	3	4	5	6	7
合計所得金額（千円）	2,000	3,900	4,500	5,100	5,700	6,300	6,900

※既婚者の場合は、出願者本人とその配偶者の所得金額の合計とします。家族数が 7 人を超える場合は、1 人増す毎に 600 千円を 7 人家族の総所得金額に加えて下さい。

４．給付月額と給付期間

区分	給付月額	給付期間
学部生	40,000 円	令和 3 年 4 月より最短修業年限終期まで
大学院生	60,000 円	令和 3 年 4 月より最短修業年限終期まで

※本奨学金は返還不要の給付奨学金です。

５．募集から採用までの流れ

本会では、全ての手続きを大学の奨学金担当部署を通じて行います。学生（その保護者含む）からの直接のお問い合わせにはお答えできません。

各大学へ募集	本会が指定する大学の学長宛に学生の推薦を依頼します。
↓	
出願・学内選考	必要書類（5 ページ参照）を大学の奨学金担当部署へ提出してください。
↓	
応　　募	大学から本会宛に推薦学生の書類をお送りいただきます。
↓	
選　　考	推薦された学生について、人物・成績・健康状態・家計状況等 各方面から総合的に検討し、本会選考委員会の選考を経て 理事長が採否を決定します。
↓	
採否決定・通知	8 月中旬頃に在学学長を通じて本人に採否を通知します。
↓	
奨学金給付	学長を通じて給付します（奨学生本人口座への振込は致しません）。 **第１回目の奨学金：9 月上旬支給。** ※初回のみ、4～9 月分（6 ヶ月）まとめて支給しますが、2 回目からは毎月支給します（但し、本会の定めた月には 2 ヶ月分をまとめて支給）。

６．奨学生の遵守事項

奨学生は、大学卒業後就職その他特別な制限拘束は一切受けませんが、大学在学中には次の事項を守らなければなりません。

（1）本会の奨学金給与規程の遵守、並びに本会の趣旨に鑑みて奨学生の品格を保つよう努めること。
（2）奨学金を就学の目的以外に使用しないこと。
（3）奨学金受取の都度、指定期日までに奨学金領収証に自署捺印すること。
（4）毎年度末に、大学を通じて学業成績、学習兼生活状況報告書を提出すること（所定用紙あり）。
（5）奨学生または保護者の住所の変更等、本会に報告を要する変更事項は、大学を通じて速やかに届け出ること。
（6）奨学金に関する全ての事項は大学に照会すること（その保護者含む）。

７．奨学金給付の休止・打ち切り等

奨学金給与規程第 10 条及び第 12 条（11 ページ参照）に該当した場合。

＜個人情報の利用について＞

本会が奨学事業に関して取得する個人情報は、本会の奨学生選考、奨学事業に関する業務に限定して使用します。個人情報の取扱いに関する問い合わせは、事務局までお願いします。

Ⅲ．出願書類について

下記の書類を揃えて、大学の定める締切日までに出願してください。必要書類が揃っていない場合は受付致しません。

<table>
<tr><th>提出書類</th><th colspan="3">説明</th></tr>
<tr><td>奨学生願書</td><td colspan="3">本会所定用紙。
記入例及び記入上の注意事項（6～8 ページ）を参照の上、記入してください。
必ず出願者本人が記入捺印してください。</td></tr>
<tr><td>志望理由書</td><td colspan="3">本会所定用紙。学部生のみ提出が必要です。</td></tr>
<tr><td>同意書</td><td colspan="3">本会所定用紙。奨学生願書の出願者印と同一の印鑑で捺印して下さい。</td></tr>
<tr><td>大学授業料及び修学支援新制度助成額比較表</td><td colspan="3">本会所定用紙。学部生のみ提出が必要です。</td></tr>
<tr><td>奨学生推薦調書</td><td colspan="3">本会所定用紙。大学院生のみ提出が必要です。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">所得に関する証明書</td><td colspan="2">令和 3 年度
（令和 2 年分）の
所得証明書【原本】</td><td>コピー不可。
市区町村が発行した令和 2 年分（R2.1.1～12.31）の
所得証明書を提出してください。
必ず、所得控除の内訳（配偶者控除、扶養控除、所得控除額等）が記載されているか確認してください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他確認書類
※ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ記載のないもの</td><td>所得証明書に記載のある所得に関する捕足書類は全て提出して下さい。
（例：給与所得→源泉徴収票、営業等所得→確定申告控+収支内訳書等、不動産所得→確定申告控+不動産所得に関する申告書控等）</td></tr>
<tr><td colspan="2">家庭状況に関する証明書</td><td>9 ページ③を参照して必要な方はご提出下さい。</td></tr>
<tr><td>住民票【原本】
※ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ記載のないもの</td><td colspan="3">コピー不可。
世帯主及び続柄の記載があり、生計を同一にする家族全員分が必要です。
別居でも生計を同一にする家族であれば必ず提出してください。
外国籍の方は、在留資格（永住者）の記載も必要です。
必要事項未記載、一部不足分がある場合は、再提出していただきます。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">成績証明書【原本】</td><td colspan="3">コピー不可。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">学部生</td><td>新入生</td><td>高校の成績証明書または調査書（卒業見込は不可）
※大学入学資格試験合格者は合格証のコピー</td></tr>
<tr><td>在学生</td><td>現在までの修得単位数及び GPA が記載された成績証明書</td></tr>
<tr><td colspan="2">大学院生</td><td>学部または大学院の成績証明書（GPA の記載があるもの）</td></tr>
<tr><td>在学証明書【原本】</td><td colspan="3">コピー不可。</td></tr>
</table>

Ⅳ．願書の記入方法について

１．願書記入例（表面）

学 部 生

奨 学 生 願 書

公益財団法人　小野奨学会

※出願者氏名欄の訂正印使用不可

ﾌﾘｶﾞﾅ	オノ イチロウ	性別	生年月日	平成 15 年 1 月 1 日	年齢	18歳	写真 最近6ヶ月以内に撮影した正面・半身脱帽の写真貼付
※出願者氏名	小野 一郎	(男)・女					
在学大学名	大阪中央 大学		専攻課程	薬 学部 薬 学科	学年	1 年	
入学年月		卒業見込年月			修業年限		
平成・(令和) 3 年 4 月 入学		令和 7 年 3 月 卒業見込			4 年		

自宅外通学の場合は実家住所を記入。自宅通学の場合は空欄可。	(〒555 － 5555) 大阪府大阪市中央区平野町2-6-11　大阪マンション301号室	電話	(06)1234-5678
		携帯電話	(090)8765-4321
家族住所	(〒666 － 6666)　※出願者本人と同一住所の場合は記 大阪府堺市西区上野芝向ヶ丘町6-2-3	電話	(072) 1234-5678

自営業者の場合、車塗装業等自営の内容が分かるように具体的に記入すること。

		続柄	氏名	年齢	上記家族住所に同居・別居	現在の職業	R2年中の所得		備考
生計を同一にする家族	本人・父母等（家計を支える者）	本人	小野 一郎	18	同・(別)	学生	0 千円	4,500 千円	
		父	小野 太郎	60	(同)・別	会社員	4,000千円		
		母	小野 花子	55	(同)・別	パート	500 千円		
					同・別		千円		
	※父母どちらかが不在の場合　事由 ： 死別 ・ 離婚 ・ その他(　　)　発生年月 ：昭和・平成・令和								
	※※所得が0円の場合、就学の見込みについて該当するものを下記より選択して下さい（複数選択可）								
	奨学金・教育ローン・預貯金の取り崩し・遺族年金・雇用保険・そ　　)								
	就学者以外	祖父	小野 一男	85	(同)・別	無職			
		祖母	小野 良子	80	(同)・別	無職			
					同・別				
	就学者	姉	小野 桜子	20	同・(別)	小・中・高・(大学)・院・その他(　　)	3		
		妹	小野 百合子	16	(同)・別	小・中・(高)・大学・院・その他(　　)	2		
		(兄)	小野 太一	22	同・(別)	小・中・高・大学・院・その他(　　)	年		R3年4月～就職
					同・別	小・中・高・大学・院・その他(　　)			

本人（父母に扶養されている場合は除く）及び父母（又はそれに代わって家計を支えている者）の所得金額を記入し、合計欄に合算した金額を記入すること。（千円未満は切り捨て）

父母と死別・生別の場合は、その事由と発生した年月を記入すること。

現在と前年の扶養状況が異なる場合は、その対象者の続柄をカッコ書きし、備考欄に理由を記入すること(就学者欄、就学者以外欄どちらでも記入可)。

現在受給中の場合は、受給予定期間を記入すること。

奨学金の受給状況について

1. 兄弟姉妹が当会の奨学金を受けたことが　ある（ 期間 ： 平成・令和　　年　　月 ～ 平成・令和　　年　　月 ）・ ない

2. 大学で日本学生支援機構の奨学金を　　受給している　・　受給していない　・　申請中

　貸与型 ／ 受給(予定)年額:　　千円　**※千円未満切捨**

　給付型 ／ 支援(予定)区分　　第Ⅰ区分(全額免除)　・　第Ⅱ区分(2/3免除)　・　第Ⅲ区分(1/3免除)

　(授業料減免年額　　千円・奨学金給付　　**※千円未満切捨**

複数から受給している場合はその合計年額を記入すること。

3. 大学で日本学生支援機構以外の奨学金を　　受給している　・　受給していない　・　申請中

　貸与型（ 受給予定先:　　)／年額:　　千円(受給予定期間:令和　　年　　月 ～ 令和　　年　　月)

　給付型（ 受給予定先:　　)／年額:　　千円(受給予定期間:令和　　年　　月 ～ 令和　　年　　月)

※千円未満切捨

弊会使用欄	1	2				3		
	H	S1	S2	K	H	S	K	J

履歴		国公・私立の別	学校名	所在地名	入学年月	卒業年月
	学歴	国公立・私立	大阪第一　中学校	大阪　都・道・府・県	平成 27 年 4 月	平成 30 年 3 月卒業
		国公立・私立	大阪第二高等学校	大阪府	平成 30 年 4 月	令和 3 年 3 月卒業
		国公立・私立	大阪中央大学	大阪府	令和 3 年 4 月	令和7年3月卒業見込
		国公立・私立				
		国公立・私立				
		国公立・私立				

学歴は空白期間がないように記入すること（現在の学歴や、自宅学習等も省略せずに記入すること）。

職歴	事業所名	職務内容	期間
			年　月～　年　月

特にない場合でも、空欄にせずに「なし」と記入すること。

賞罰	

趣味・特技		クラブ活動	

以上のとおり記載事項に相違ありません。貴会の奨学生としてご採用の上は貴会奨学金給与規程に従い果たすことはもとより、奨学金についても誠実に使用することを下記の者と連署して誓約します。

願書を記入した日付。

公益財団法人　小野奨学会　理事長殿　　令和 3 年 6 月 1 日

出願者	現住所	（〒 555－ 5555 ） 大阪府大阪市中央区平野町2-6-11　大阪マンション301号室		
	フリガナ	オ ノ　イ チ ロ ウ		
	氏名	小 野 一 郎 ㊞		
保護者（親権者） ※必ず保護者が自署して下さい	現住所	（〒 666－ 6666 ） 大阪府堺市西区上野芝向ヶ丘町6-2-3		
	フリガナ	オ ノ　タ ロ ウ	出願者との関係	父
	氏名	小 野 太 郎 ㊞		

保護者欄は必ず保護者本人が自署捺印すること（出願者による代筆・捺印は不可。同一筆跡・同一印鑑と判断した場合は受付しない）。シャチハタ不可。

※誓約欄（日付含む）の訂正印使用不可・出願者と保護者の同一印及びシャチハタ印使用不可

（以下大学使用欄）

上記出願者は、貴会奨学生の資格に該当する者と認め推薦します。

公益財団法人　小野奨学会　理事長殿　　令和　　年　　月　　日

大学名

学長名

公印

別紙・志望理由書（学部生のみ：記入例省略）があります。記入上の注意をよく読んで記入して下さい。

※学部生の記入例を掲載しておりますが、大学院生もほぼ同様ですので参考にして下さい。

２．記入上の注意事項

・黒のペンまたはボールペンで丁寧に記入してください。
・書類は保護者記入欄以外、全て自分で記入してください。代筆と判断した場合は受付致しません。
・出願者、家族、保護者の氏名については住民票に記載のとおり記入してください（略字不可）。
・書き間違えた場合は修正液等を使用せず、訂正箇所に二重線を引き、訂正印を押してください。
　（但し、出願者氏名及び誓約書欄については訂正印の使用不可）
・捺印箇所は朱肉印のみ使用可です。シャチハタ等スタンプ印の場合は受付致しません。
・空白、記入漏れのないように、提出前に再度ご確認をお願い致します。

（１）「住所」欄

・現在居住している住所（願書記入日時点）を記入して下さい。
・家族と別居している場合は、家族住所欄に現在家族が居住している住所を記入して下さい。
・父母どちらかが単身赴任等をしている場合は、主に家族が居住している住所を記入して下さい。

（２）「生計を同一にする家族（※1）」欄

・同居・別居を問わず、生計を同一にする家族全員を記入して下さい。
・本人と父母（又はそれに代わって家計を支える者）は「本人・父母等」欄に記入してください。
　父母どちらかが不在の場合は、その事由と発生した年月を記入してください。
・就学者は「就学者」欄に、それ以外の家族は「就学者以外」欄に記入して下さい。
・同一生計でない家族（同居しているが別生計の祖父母、独立している兄弟等）は記入不要です。
・前年と現在の生計を同一にする家族数が異なる場合（家族の就職等）、願書には前年の所得証明書の扶養人数と一致するように家族欄を記入して下さい。但し、現在の扶養状況が分かるように、前年と現在の扶養状況が異なる家族の続柄欄をカッコ書きにし、備考欄にその理由を記入して下さい。
・「R2 年中の所得金額」欄は、市区町村発行の所得証明書に記載されている合計所得金額（収入金額ではないので注意）を転記して下さい（合計所得金額がマイナスの場合は、「０円」と記入）。
　父母及び本人（父母に扶養されている場合は除く）の所得がある場合は全て記入して下さい。
・選考にあたっては現在と家族・家計状況が違う場合でも、原則前年の所得及び家族数をもって推薦基準に該当するか判定させていただきます。

> ※1　生計を同一にする家族
> 同居・別居を問わず、父母（又はそれに代わって家計を支える者。以下「父母等」という）の所得により生計を共にしている家族を言い、所得証明書上で父母等の扶養家族となっていることを前提とします。但し、本人に収入があり父母等の扶養家族でない場合でも、生計を同一にしているとみなします。

（３）「履歴」欄等

・現在までの学歴（現在の卒業・修了予定までを記入）を中学校から空白期間がないように記入して下さい（予備校、自宅学習、休学、転学等も記入）。記入欄が足りない場合は、欄を分割して増やすか、別紙に記入するなどして省略せずに全て記入して下さい。
・職歴、賞罰、趣味・特技、クラブ活動について記入して下さい。なければ「なし」と記入して下さい。

（４）「誓約」欄（出願者・保護者の住所氏名記入捺印欄）　※大学院生は出願者欄のみ

・出願者・保護者各々が署名捺印をして下さい。出願者欄および保護者欄が同一筆跡、同一印と本会が判断する場合は受付致しません。
・誓約欄（日付含む）については訂正印の使用不可。書き間違えた場合は願書の再作成をお願いします。

（５）別紙・「志望理由書」　※大学院生は願書内「家庭の経済状況について」のみ

・家庭状況（願書に記載された保護者各々の状況についてきちんと記入すること）、大学で学びたい分野及び志、卒業後の社会還元（社会に貢献したいこと）について、出来る限り具体的に出願者本人が指定枠内で記入して下さい。※※箇条書き不可。※※※修正液の使用不可。

Ⅴ．所得に関する証明書について

以下を参考に、書類を揃えて提出してください（所得証明書に記載されている所得の捕足書類は、全て提出してください）。所得証明書類以外に提出が必要な書類がある場合は、必ず提出して下さい。

１．必要書類一覧（例）

必要書類 ／ 家庭状況等	① 所得証明書	②所得捕足書類（例）		③ 家庭状況に関する証明書
		源泉徴収票	確定申告書（控） 市府民税申告書（控）	
給与収入(ﾊﾟｰﾄ/ｱﾙﾊﾞｲﾄ含む)年金収入がある場合	○	○		
確定申告・市府民税申告をしている場合	○		○	
専業主婦（主夫）等で無収入の場合	○		△	
〔 ※母子（父子）家庭等				△ 〕

２．各書類についての注意事項

①令和３年度（令和２年分）の所得（課税）証明書

・お住まいの市区町村で発行された原本を提出してください。
・令和２年分（R2.1.1～12.31）の所得内容が記載されたものかご確認ください。
・家族状況の確認の為、所得控除の内訳が記載されたものを提出してください。
・父母（又はそれに代わって家計を支えている者）は所得の有無にかかわらず、それぞれ証明書を提出してください。所得がない場合でも、所得証明書（あるいは非課税証明書）の提出が必要です。
・本人に所得がある場合（父母に扶養されている場合は除く）、父母および本人の証明書が必要です。

②所得証明書に記載された所得の捕足書類※コピー提出で可

（例）

給与収入/年金収入・・・**令和２年分の源泉徴収票**（A4 用紙にコピーすること・複数あるときはできるだけまとめてコピーしてください）、但し確定申告をしている場合は確定申告書(控)を提出して下さい。

営業等所得・・・**令和２年分確定申告書（控）及び収支内訳書（決算書）又は青色申告決算書　或いは市府民税申告書（控）**

確定申告書（控）の場合は、第一表と第二表の両方のコピーが必要です。
電子申請している場合は、受信通知も必要です。
市府民税申告書（控）は、受付印がある部分だけではなく、申告内容の記載がある部分も必要です。

不動産所得・・・**令和２年分確定申告書（控）及び**収支内訳書（不動産所得用）等

受付印がある部分だけではなく、申告内容の記載がある部分も必要です。

所得証明書０円の方・・・被扶養者の方がいる場合は、その申告控えを提出して下さい。

※所得証明書と補足書類の内容に齟齬がないか必ず確認して下さい。

③家庭状況に関する証明書

以下に該当する場合は提出してください。

（１）母子家庭・父子家庭

原則、所得証明書の所得控除内訳の寡婦（寡夫）控除欄の記載により、母子家庭・父子家庭の確認をさせて頂きます。所得証明書の所得控除内訳の寡婦（寡夫）控除の申請ができない場合は、父または母の不在の確認の為、以下のいずれかの書類の原本もしくはコピーを提出してください（A4 用紙にコピーすること）。

・戸籍謄本（原本・父または母の不在について記載があり証明できるもの）
・遺族年金額通知書または年金払込通知書（コピー）

（２）両親とも不在の場合

両親の不在の確認の為、以下の書類を提出してください。

・戸籍謄本（原本・父母の不在について記載があり証明できるもの）

※提出された証明書で内容の確認ができない場合は、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

３．所得証明書を確認するポイント

＜所得（課税）証明書　見本＞※市区町村によっては「市・県（府）民税証明書」という場合もあります。

市･府民税課税証明書

納税義務者	住　所 氏　名

記

年度 ①	所得の金額 ② 円	税額			
令和　年度 （令和　年分所得）	収入金額		所得割額	均等割額	年税額
	給与　円	市民税	0円	0円	0円
	公的年金等　円	府民税	0円	0円	

所得の金額の内訳		本人該当	扶養該当		所得控除額		課税標準額	
総所得	0円	特別障害者	控対配	0人	雑損	0円	総所得	0千円
（内給与 ③	0円	その他障害者	老人控対配	0人	医療費	0円	営業等所得	0千円
営業等所得	0円	寡婦	同居老親等	0人	社会保険料	0円	不動産所得	0千円
不動産所得	0円	特別寡婦	老人扶養	0人	生命保険料	0円	農業所得	0千円
農業所得	0円	寡夫	特定扶養	0人	配偶者特別	0円	株式等の譲渡	0千円
株式等の譲渡	0円	勤労学生	16歳未満	0人	配偶者	0円	上場株配当等	0千円
上場株配当等	0円		その他扶養	0人	扶養	0円	山林	0千円
山林	0円		同居特別障害	0人	基礎	0円	退職	0千円
退職	0円		特別障害	0人	小企共済掛金	0円		
			その他障害	0人				
		本人･扶養該当欄の＊印は該当する事を示します。						

その他の事項

上記のとおり証明します。

⑤ 令和　年　月　日

〇〇市長

①令和３年度（令和２年分）であるか確認してください。
②合計所得金額を確認してください（収入金額ではありません）。
③所得の内訳欄に記載されている所得の内容が分かる捕足書類が全て揃っているか確認してください。
④所得控除の内訳（各控除額、扶養人数等）が記載されているか確認してください。
　母子（父子）家庭の場合は寡婦（寡夫）控除の記載があるか確認してください（但し、要件に当てはまらない場合は控除がない場合もあります）。
⑤今年（おそらく６月以降）に発行されているか確認してください。

【注意事項】
・市区町村によって書式や表記は異なります。
・「課税（課税）証明書」を申請する際に、所得控除の内訳も記載されたものが欲しいと申請しないと記載されない場合があるので、申請時に役所に確認してください。
・所得の内訳欄に「収入金額」の記載がありますが、その金額ではなく、あくまでも「所得金額」を確認してください。合計所得金額がマイナスの場合は、「０円」と記入して下さい。
・昨年の所得がない場合、所得証明書の代わりに「非課税証明書」が発行される場合がありますが、所得証明書と同様に、所得金額（０円）と所得控除の内訳が記載されているか確認してください。
・市・県（府）民税の申告をされてない等で上記②、④の項目が未記載の場合、申告後再度発行した証明書をご提出いただきます。
※所得金額が＊＊＊＊表記のものは、市区町村等が申告者の所得を把握していない旨の記載であり、所得が０円の証明ではありませんのでご注意下さい。

Ⅵ. 公益財団法人小野奨学会奨学金給与規程

第１章　総　則

公益財団法人小野奨学会定款第３条及び第４条第１項に基づき、この規程を定める。

（奨学生の資格）

第１条　本会の奨学生となるものは、大阪府下の大学に在学する学生及び大阪府下の大学に進学を希望する高校３年生で、学業・人物共に優秀で、かつ健康であって学資の支弁が困難と認められる者でなければならない。

（奨学生の種類）

第２条　奨学生の種類は、次に掲げるものとする。

（1）大学奨学生　　（2）大学院奨学生

（奨学金の給与期間及び金額）

第３条　奨学金を給与する期間は、正規の最短修業年限とする。

２．前項の期間中に給与する奨学金の額は、次の通りとする。

大学奨学生　　月額　40,000 円　　大学院奨学生　月額　60,000 円

３．前項の奨学金とは別に成績優秀な奨学生に対し、年額 100,000 円の奨学金を給与することができる。

第２章　奨学生の採用と奨学金の交付

（奨学生願書及び奨学生推薦書の提出）

第４条　奨学生志望者は、本会あての奨学生願書に、在学学長あるいは在学高校長の推薦書及び在学証明書を添えて本会に提出するものとする。

（奨学生の採用）

第５条　奨学生の採用は奨学生等選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を在学学長あるいは在学高校長を経て、本人に通知する。

（奨学金の交付）

第６条　奨学金は、毎月一定日に交付するものとし、特別の事情があるときは、２か月以上を合わせて交付することができる。

２．奨学金の交付は在学学長を経て行うものとする。

（奨学金領収証への署名、捺印）

第７条　奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度指定の期日までに奨学金領収証に署名、捺印しなければならない。

（学業成績及び生活状況の報告）

第８条　奨学生は、毎年度末学業成績表及び生活状況報告書を理事長あて提出しなければならない。

（各種届出）

第９条　奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

（1）休学、留学、復学するとき　（2）転学（転部を含む）、退学することが判明したとき　（3）停学その他の処分を受けたとき

（4）氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

（奨学金の休止及び停止等）

第 10 条　奨学生が休学、留学、実習及び一時的な傷い疾病による療養の場合には、奨学金の交付を休止する。

２．奨学生の学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めたときは、奨学金の交付を停止する。

３．新規採用奨学生は、初回の奨学金受領後、直後に退学及び休学したときは、受領した奨学金全額を返還しなければならない。

（奨学金の復活）

第 11 条　前条の規定により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由が止んで在学学長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

（奨学金の廃止）

第 12 条　奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、奨学金の交付を廃止する。

（1）正規の最短修業年限での卒業の見込がなくなったとき。ただし、当会が認める休学の場合には、１年間を限度に修業年限の延長を認める

（2）留学の期間が１年を超えるとき、又は留学及び休学の期間が併せて１年を超えるとき

（3）第９条第２号、第３号に該当したとき　（4）学業成績又は操行が不良となったとき　（5）奨学金を必要としない理由が生じたとき

（6）前各号の他奨学生として遵守しなければならない事項に反したとき、又は、奨学生として適当でない事実があったとき

（7）在学学校で処分を受け学籍を失ったとき　（8）その他第１条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

（9）選考委員会において、奨学金の給与継続が妥当でないと認定されたとき

（１０）国及び地方公共団体等が実施する助成制度により、本会の基準を満たさなくなったとき。但し、児童養護施設等の出身者等で特別な事情が認められる場合はこの限りではない。尚、廃止になった奨学生が、前述の助成制度の見直しで、本会の基準を満たし在学学長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

（奨学金の辞退）

第 13 条　奨学生は、いつでも在学学長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

第３章　奨学生の指導

（奨学生の指導）

第 14 条　奨学生の資質の向上を図るため学業成績及び生活状況に応ずる適当な指導を行うものとする。

第４章　補　則

（実施細目）

第 15 条　この規程の実施について必要な事項は、理事長が定める。